

○宮崎大学家畜飼養衛生管理規程

〔平成 26 年 1 月 23 日
制 定〕

改正 平成 28 年 3 月 25 日 令和 3 年 3 月 25 日
令和 4 年 9 月 30 日 令和 6 年 3 月 29 日

(目的)

第 1 条 この規程は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）、家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号。以下「政令」という。）及び農林水産省の省令、通達等に基づき、家畜の飼養衛生管理体制を構築することにより、宮崎大学（以下「本学」という。）における家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延を防止するとともに、家畜の健康及び安全を保持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「家畜」とは、政令で「消毒設備の設置の義務に係る家畜」及び「飼養衛生管理基準を定めるべき家畜」として定められた、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。本学において、これらの家畜に該当する動物を飼養する場合は本規程の対象とする。
- (2) 「家畜伝染病」とは、法第 2 条第 1 項に定められた伝染性疾患をいう。
- (3) 「届出伝染病」とは、家畜伝染病以外の伝染性疾患（農林水産省令で定めるものに限る。）をいう。
- (4) 「新疾患」とは、既に知られている家畜の伝染性疾患とその病状又は治療の結果が明らかに異なる疾患をいう。
- (5) 「飼養衛生管理基準」とは、農林水産省令で定める家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準をいう。
- (6) 「家畜飼養衛生管理施設」とは、学長が承認した家畜の畜舎・ふ卵舎及びその敷地をいう（農学部附属動物病院の患畜、サークルで利用する動物、附属学校の学校飼育動物及び実験動物として飼養を行う施設並びに敷地を含む。）。
- (7) 「家畜飼養衛生管理施設管理部局長」とは、学長の命を受け、家畜及び家畜飼養衛生管理施設を管理する部局長（以下「管理部局長」という。）で、学部、研究科、学び・学生支援機構、研究・産学地域連携推進機構、国際連携センター、多言語多文化教育研究センター、先端研究推進本部の下に置く各センター及び I R センターの長をいう。
- (8) 「家畜飼養衛生管理施設責任者」とは、管理部局長を補佐する者（以下「施設責任者」という。）をいう。
- (9) 「家畜の導入及び出荷等を行う担当責任者」とは、実際に家畜の導入又は出荷等を行う責任者（以下「導入・出荷等担当責任者」という。）をいう。
- (10) 「家畜飼養衛生管理施設の飼養者」とは、管理部局長、施設責任者又は導入・出荷等担当責任者の下で家畜の飼養を行う職員（以下「飼養者」という。）をいう。
- (11) 「職員」とは、宮崎大学基本規則第 23 条に定める者をいう。
- (12) 「定期の報告」とは、農林水産省令の定めるところにより、飼養している家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関して、当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に毎年行わなければならない報告をいう。

(学長の責務)

第 3 条 学長は、本学における家畜の飼養衛生管理について、最高責任者として統括管理する。

(家畜飼養衛生管理委員会)

第 4 条 学長は、家畜の飼養衛生管理の適正な実施に関して、報告又は助言を行う組織として、宮崎

大学家畜飼養衛生管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

（組織）

第5条 学長、委員会、管理部局長、施設責任者及び導入・出荷等担当責任者は、別図1の管理体制組織図に示す所管事項を行うと共に連絡体制の整備に努めるものとする。

（家畜飼養衛生管理施設の設置及び廃止）

第6条 家畜飼養衛生管理施設を設置（変更を含む。）する場合、管理部局長は学長に家畜飼養衛生管理施設設置承認申請書（様式第1）又は家畜飼養衛生管理施設の承認内容変更申請書（様式第2）を提出し、承認を得るものとする。

2 学長は、前項の申請があった場合は、家畜飼養衛生管理施設を委員会に調査させ、その助言により承認又は不承認を決定する。

3 管理部局長は、学長の承認を得た家畜飼養衛生管理施設でなければ、当該施設で家畜の飼養を行わせることができない。

4 管理部局長は、家畜飼養衛生管理施設を廃止する場合は、学長に家畜飼養衛生管理施設廃止届（様式第3）を提出しなければならない。

（家畜飼養衛生管理施設の要件）

第7条 家畜飼養衛生管理施設は、次に掲げる要件を満たさねばならない。

(1) 飼養衛生管理基準に定めるところにより、家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

(2) 宮崎大学動物実験規則第8条各号に定める飼養保管施設の要件を満たさなければならない。ただし、家畜飼養衛生管理施設において動物実験を行わない場合は、同条第6号は該当しないものとする。

（家畜飼養衛生管理施設の管理）

第8条 管理部局長、施設責任者及び導入・出荷等担当責任者は、飼養衛生管理基準の定めるところにより、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 家畜防疫に関する最新情報の把握等

(2) 衛生管理区域の設定

(3) 衛生管理区域への病原体の持込みの防止

(4) 野生動物等からの病原体の侵入防止

(5) 衛生管理区域の衛生状態の確保

(6) 家畜の健康観察と異常が確認された場合の対処

(7) 埋却等の準備

(8) 感染ルート等の早期特定のための記録（イからニまで）の作成及び保管（1年間）

イ 家畜飼養衛生管理施設入場記録表（様式第4）

ロ 家畜飼養衛生管理施設の家畜導入記録表（様式第5）

ハ 家畜飼養衛生管理施設の家畜出荷等記録表（様式第6）

ニ 家畜飼養衛生管理施設の家畜飼養記録表（様式第7）

(9) 大規模所有者に関する追加措置

2 管理部局長は、毎年、農林水産省令の定めるところにより、その飼養している家畜の頭羽数及び家畜の飼養に係る衛生管理の状況に関し、施設毎に取りまとめ、定期の報告を農林水産省及び宮崎県が定める様式により学長に提出しなければならない。

3 管理部局長及び施設責任者は、逸走した家畜の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

4 管理部局長及び施設責任者は、家畜による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。

5 管理部局長及び施設責任者は、家畜の飼養に関係のない者の施設への立入制限及び家畜への接触制限について、必要な措置を講じなければならない。

6 管理部局長及び施設責任者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画をあらかじめ作成し、

関係者に対して周知を図り、また、緊急事態が発生した時は、家畜の保護及び家畜の逸走による危害防止に努めなければならない。

(家畜の伝染性疾病のまん延の防止)

- 第9条 管理部局長、施設責任者及び導入・出荷等担当責任者は、家畜が家畜伝染病、届出伝染病又は新疾病にかかった（疑いがあるものを含む。）ことを発見したとき又は報告を受けたときは、速やかに宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター長へ、家畜伝染病・届出伝染病・新疾病（疑いがあるもの含む。）発見時の届出書（様式第8）により報告を行い、指示に従うものとする。
- 2 管理部局長は、前項の報告後、委員会に報告を行うものとする。
 - 3 委員会は前項の報告を受けた際には、宮崎大学産業動物防疫リサーチセンターと連携し、まん延の防止に努めるものとする。

(教育訓練)

- 第10条 学長は委員会の協力のもと、管理部局長、施設責任者、導入・出荷等担当責任者、飼養者及び家畜飼養衛生管理施設へ立ち入る者（学外者は除く。）に対して次の事項に関する教育訓練を行うものとする。
- (1) 関連法令、指針等、本学の定める規程等
 - (2) 家畜飼養衛生管理施設の管理に関する基本的事項
- 2 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を5年間保存しなければならない。

(雑則)

- 第11条 この規程の実施に関して必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成26年1月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月25日から施行する。

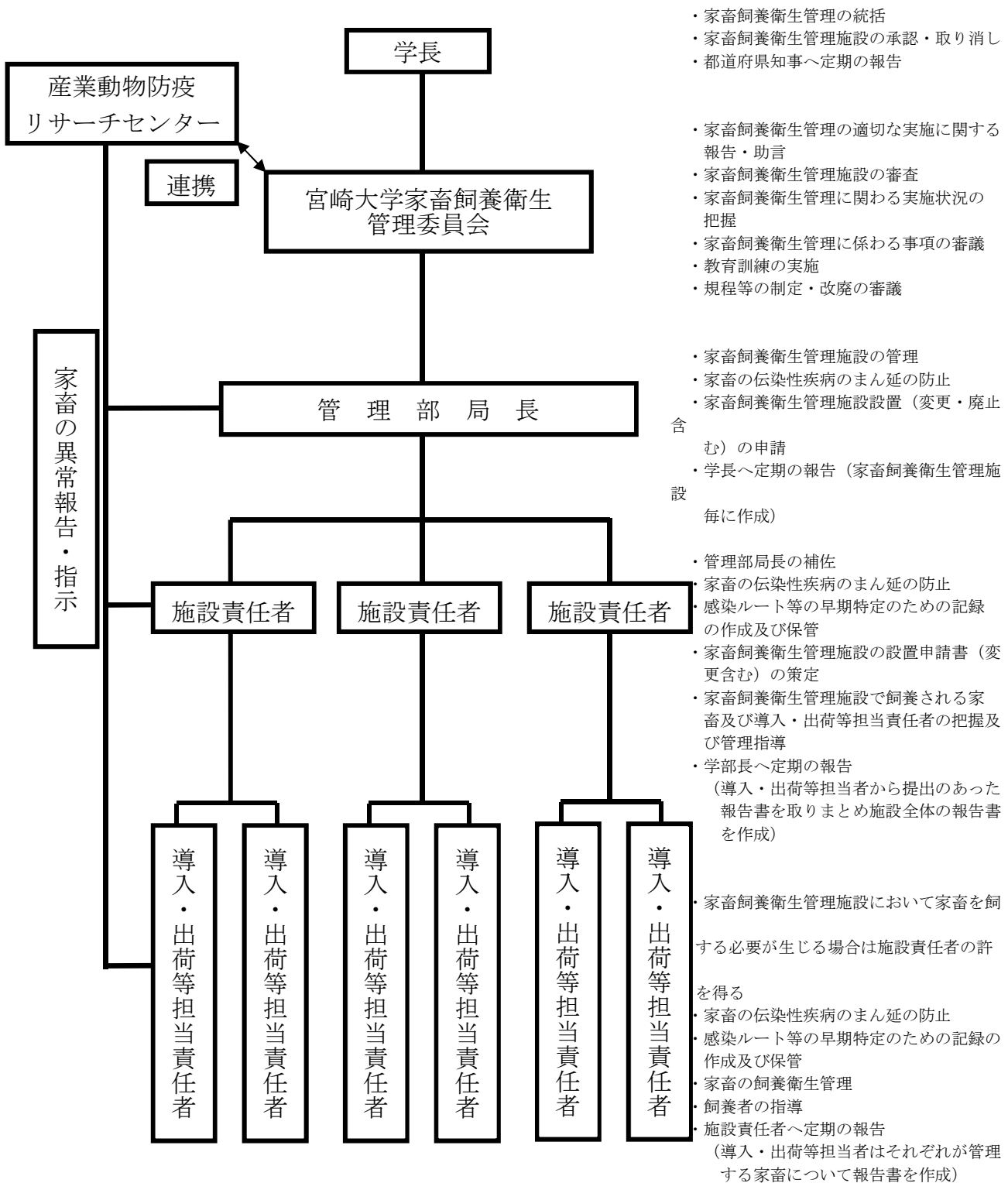
附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別図1 (第5条関係)



家畜飼養衛生管理施設設置承認申請書

年 月 日

学 長 殿

宮崎大学家畜飼養衛生管理規程第6条第1項の規定に基づき、下記の家畜飼養衛生管理施設設置の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

申 請 者 <small>(家畜飼養衛生管理 施設管理部局長)</small>	部局等名		
	職 名		
	氏 名		
	連 絡 先 (TEL)		
施 設 <small>(畜舎等が複数ある 場合は別紙に記入)</small>	名 称		
	所 在 地		〒
	<small>家畜飼養衛生管理施設 責任者(施設の長)</small>	所 属	
		職 名	
		氏 名	
		連 絡 先 (TEL)	
	畜舎等の名称		※ 畜舎等が複数ある場合は「別紙」と記入して下さい。
	敷地面積及び 畜舎面積		敷地面積： m ² 、 畜舎面積： m ²
	動物の種類 <small>(該当する動物を ○で囲む)</small>		牛 ・ 水牛 ・ 鹿 ・ 馬 ・ めん羊 ・ 山羊 ・ 豚 いのしし ・ 鶏 ・ あひる ・ うずら ・ きじ だちょう ・ ほろほろ鳥 ・ 七面鳥
	頭・羽数 <small>(最大収容数を記入)</small>		

添付書類

1. 家畜飼養衛生管理施設の構造設備の概要
2. 施設の見取り図
3. 畜舎等の構造設備の図面

施設	名称				
	所在地	〒			
	敷地面積	m ²			
家畜飼養衛生管理施設 責任者（施設の長）	所属				
	職名				
	氏名				
	連絡先 (TEL)				
畜舎等1	畜舎等の名称				
	動物の種類 ※			頭・羽数（最大収容数）	
	畜舎面積	m ²	廃止年月日 (廃止する場合に記入)	年	月 日
畜舎等2	畜舎等の名称				
	動物の種類 ※			頭・羽数（最大収容数）	
	畜舎面積	m ²	廃止年月日 (廃止する場合に記入)	年	月 日
畜舎等3	畜舎等の名称				
	動物の種類 ※			頭・羽数（最大収容数）	
	畜舎面積	m ²	廃止年月日 (廃止する場合に記入)	年	月 日
畜舎等4	畜舎等の名称				
	動物の種類 ※			頭・羽数（最大収容数）	
	畜舎面積	m ²	廃止年月日 (廃止する場合に記入)	年	月 日
畜舎等5	畜舎等の名称				
	動物の種類 ※			頭・羽数（最大収容数）	
	畜舎面積	m ²	廃止年月日 (廃止する場合に記入)	年	月 日
※ 動物の種類欄には次の動物の中から該当する動物を記入して下さい。 牛・水牛・鹿・馬・めん羊・山羊・豚・いのしし・鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥					

家畜飼養衛生管理施設の構造設備の概要

畜舎等の種類		畜舎・厩舎	鶏舎(鶏以外の家きん含む)	ふ卵舎
畜舎等の名称				
畜舎等の構造	①木造	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②鉄骨造	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③「①と②」の併用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④その他 (具体的に記入)			
	床の材質	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> 土間 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> 土間 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> 土間 <input type="checkbox"/> その他()
	内壁及び腰張りの材質	<input type="checkbox"/> 板 <input type="checkbox"/> トタン <input type="checkbox"/> モルタル <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 板 <input type="checkbox"/> トタン <input type="checkbox"/> モルタル <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 板 <input type="checkbox"/> トタン <input type="checkbox"/> モルタル <input type="checkbox"/> その他()
	給水設備	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水) <input type="checkbox"/> 無(給水方法:)	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水) <input type="checkbox"/> 無(給水方法:)	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水) <input type="checkbox"/> 無(給水方法:)
洗浄及び消毒設備 (具体的に記入)				
空調設備	設備の有無 (有の場合は次の事項を記入)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	温度設定機能	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	湿度制御機能	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	消臭機能	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	換気機能	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 回/日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 回/日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 回/日
	設備が無い場合は 対処方法を記入			
消毒設備	対象	車両 ・ 人 ・ 物品	車両 ・ 人 ・ 物品	車両 ・ 人 ・ 物品
	動力噴霧器	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>
	車両消毒ゲート	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>
	消毒用ポンプ	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>
	車両消毒槽	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>
	消毒マット	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>
	踏込消毒槽	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>
	消石灰帯	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>
	手指消毒	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/> ・ <input type="checkbox"/>
その他 (具体的に記入)				

注1: □の欄には、該当する項目に☑を記入すること。

注2: 選択肢が複数ある項目は、該当する項目を○で囲み、その他の欄の()には具体的に記入すること。

(次項へ)

畜舎等の種類		畜舎・厩舎	鶏舎(鶏以外の家きん含む)	ふ卵舎	
畜舎等の名称					
汚物処理施設	汚物だめ	材質	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> その他()
		容積	m × m × m m ³	m × m × m m ³	m × m × m m ³
		建築様式・構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> プレハブ <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> プレハブ <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> プレハブ <input type="checkbox"/> その他()
		処理方法			
	汚水だめ	材質	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> その他()
		容積	m × m × m m ³	m × m × m m ³	m × m × m m ³
		浄化装置	<input type="checkbox"/> 有(式日処理能力 L) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有(式日処理能力 L) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有(式日処理能力 L) <input type="checkbox"/> 無
		処理方法			
		給水施設 洗浄用	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水) <input type="checkbox"/> 無(給水方法:)	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水) <input type="checkbox"/> 無(給水方法:)	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水) <input type="checkbox"/> 無(給水方法:)
	飼料取扱室	面積	m ²	m ²	m ²
建屋の構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋 <input type="checkbox"/> プレハブ <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋 <input type="checkbox"/> プレハブ <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋 <input type="checkbox"/> プレハブ <input type="checkbox"/> その他()	
床の材質		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> 土間 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> 土間 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> 土間 <input type="checkbox"/> その他()	
換気の方法		<input type="checkbox"/> 換気扇 <input type="checkbox"/> 自然換気 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 換気扇 <input type="checkbox"/> 自然換気 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 換気扇 <input type="checkbox"/> 自然換気 <input type="checkbox"/> その他()	
洗浄用給水施設		<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水) <input type="checkbox"/> 無(給水方法:)	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水) <input type="checkbox"/> 無(給水方法:)	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水) <input type="checkbox"/> 無(給水方法:)	
飼料容器		<input type="checkbox"/> ポリ容器 <input type="checkbox"/> ドラム缶 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> ポリ容器 <input type="checkbox"/> ドラム缶 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> ポリ容器 <input type="checkbox"/> ドラム缶 <input type="checkbox"/> その他()	
周辺への悪影響防止対策	臭気				
	騒音				
	廃棄物 (排泄物含む)				
	その他 (具体的に記入)				
逸走防止対策 (具体的に記入)					

施設の見取り図

家畜飼養衛生管理施設名	
-------------	--

太枠内について記入。

1 平面図

※次のものを明示する。

①衛生管理区域及びその出入口

②消毒設備の設置箇所

※ 敷地内の畜舎や飼料タンク、たい肥舎等関連施設の配置と近辺の見取り図を記載。

※ 敷地内(又は近辺)に埋却用地がある場合、その場所も図に記入。

※ 敷地内の関係施設を図にし、その中に「衛生管理区域及びその出入口」と設置し、その中に「埋却

関連施設等の設置場所」を書き加える。

埋却用地の面積(m× m, m²)

畜舎等の構造設備の図面

畜舎等名	
------	--

太枠内について記入。

1 平面図	※次のものを明示する。 ①衛生管理区域及びその出入口 ②消毒設備の設置箇所
※ 畜舎等の構造設備を図示し、その中に「衛生管理区域及びその出入口」と設置し、かつ「消毒設備の設置場所」を書き加える。	

家畜飼養衛生管理施設の承認内容変更申請書

年 月 日

学 長 殿

宮崎大学家畜飼養衛生管理規程第6条第1項の規定に基づき、下記の家畜飼養衛生管理施設の承認内容の変更承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

申 請 者 <small>（家畜飼養衛生管理施設管理部局長）</small>	部局等名		
	職 名		
	氏 名		
	連 絡 先 (TEL)		
施 設 <small>（畜舎等が複数ある場合は別紙に記入）</small>	名 称		
	所 在 地		〒
	<small>家畜飼養衛生管理施設責任者（施設の長）</small>	所 属	
		職 名	
		氏 名	
		連 絡 先 (TEL)	
	畜舎等の名称		※ 畜舎等が複数ある場合は「別紙」と記入して下さい。
	敷地面積及び畜舎面積		敷地面積： m ² 、 畜舎面積： m ²
動物の種類 <small>（該当する動物を○で囲む）</small>		牛 ・ 水牛 ・ 鹿 ・ 馬 ・ めん羊 ・ 山羊 ・ 豚 いのしし ・ 鶏 ・ あひる ・ うずら ・ きじ だちょう ・ ほろほろ鳥 ・ 七面鳥	
変 更 内 容	変更前		変更後

- ※ 施設や畜舎等の構造設備を変更する場合は、次の書類を添付すること。
1. 家畜飼養衛生管理施設の構造設備の概要
 2. 施設の見取り図
 3. 畜舎等の構造設備の図面

別紙（様式第2）

施設	名 称		家畜飼養衛生管理施設 責任者（施設の長）	所 属		
	所 在 地	〒		職 名		
	敷 地 面 積			m ²	氏 名	
					連絡先（TEL）	

変更する畜舎等				変 更 内 容	
				変 更 前	変 更 後
畜舎等1	畜舎等の名称				
	動物の種類		頭・羽数（最大収容数）		
	畜舎面積	m ²			
畜舎等2	畜舎等の名称				
	動物の種類		頭・羽数（最大収容数）		
	畜舎面積	m ²			
畜舎等3	畜舎等の名称				
	動物の種類		頭・羽数（最大収容数）		
	畜舎面積	m ²			
畜舎等4	畜舎等の名称				
	動物の種類		頭・羽数（最大収容数）		
	畜舎面積	m ²			

家畜飼養衛生管理施設廃止届

年 月 日

学 長 殿

下記のとおり廃止したので、宮崎大学家畜飼養衛生管理規程第6条第4項の規定に基づき届出ます。

記

届 出 者 <small>（家畜飼養衛生管理 施設管理部局長）</small>	部局等名			
	職 名			
	氏 名			
	連 絡 先 (TEL)			
施 設 <small>（畜舎等が複数ある 場合は別紙に記入）</small>	名 称			
	所 在 地		〒	
	責 任 者 （施設の長） <small>家畜飼養衛生管理施設</small>	所 属		
		職 名		
		氏 名		
		連 絡 先 (TEL)		
	畜舎等の名称		※ 畜舎等が複数ある場合は「別紙」と記入して下さい。	
	敷地面積及び 畜舎面積		敷地面積： m ²	畜舎面積： m ²
	動物の種類 <small>（該当する動物を ○で囲む）</small>		牛 ・ 水牛 ・ 鹿 ・ 馬 ・ めん羊 ・ 山羊 ・ 豚 いのしし ・ 鶏 ・ あひる ・ うずら ・ きじ だちょう ・ ほろほろ鳥 ・ 七面鳥	
	廃止年月日		年 月 日	

家畜飼養衛生管理施設入場記録表(表紙)

年度

家畜飼養衛生管理施設名																										
畜舎等の名称																										
家畜の種類 (該当する家畜を○で囲んで下さい。) ※ 数種類の家畜がいる場合は種類毎に作成すること。	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">牛</td> <td style="width: 25%;">・</td> <td style="width: 25%;">水牛</td> <td style="width: 25%;">・</td> <td style="width: 20%;">鹿</td> </tr> <tr> <td>馬</td> <td>・</td> <td>めん羊</td> <td>・</td> <td>山羊</td> </tr> <tr> <td>豚</td> <td>・</td> <td>いのしし</td> <td>・</td> <td>鶏</td> </tr> <tr> <td>あひる</td> <td>・</td> <td>うずら</td> <td>・</td> <td>きじ</td> </tr> <tr> <td>だちょう</td> <td>・</td> <td>ほろほろ鳥</td> <td>・</td> <td>七面鳥</td> </tr> </table>	牛	・	水牛	・	鹿	馬	・	めん羊	・	山羊	豚	・	いのしし	・	鶏	あひる	・	うずら	・	きじ	だちょう	・	ほろほろ鳥	・	七面鳥
牛	・	水牛	・	鹿																						
馬	・	めん羊	・	山羊																						
豚	・	いのしし	・	鶏																						
あひる	・	うずら	・	きじ																						
だちょう	・	ほろほろ鳥	・	七面鳥																						
家畜飼養衛生管理施設管理部長名(部局等の長)																										
家畜飼養衛生管理施設責任者(施設の責任者)																										
連絡先(施設や家畜に異常を発見した時)	TEL																									

施設の消毒設備	対 象		
	車両	人	物品
動力噴霧器			
車両消毒ゲート			
消毒用ポンプ			
車両消毒槽			
消毒マット			
踏込消毒槽			
消石灰帯			
手指消毒			
その他()			
その他()			
その他()			

施設に立ち入る際は、必ず入場記録表に必要事項をご記入下さい。

※ 立入り当日に他の畜産関係施設等に立入った方及び過去1週間以内に海外から入国した方(帰国者を含む。)の立ち入りは、原則として禁止します。(但し、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者、集乳業者その他の畜産関係者は除く。)

ご協力をお願いいたします。

様式第4(第8条関係)

年月日	時間		氏名	所属	立入りの目的 ※健康観察(毎日行う観察、導入や出荷等の際の観察)を行う目的で入場する場合は、健康観察の欄も記入して下さい。	消毒の区分 (該当する区分を○で囲んで下さい。)	立入当日に他の畜産関係施設へ立入ったかの有無	海外からの帰国又は入国について (過去1週間以内)				
								帰国・入国歴	海外の畜産関係施設等への立入りの有無	渡航先(国名)	滞在期間	
年 月 日	午前 午後	時 分～ 時 分			目的:	車両 ・ 人 ・ 物品	有	無	有 無	有 無		
健康観察			「異常有」の場合に記入して下さい。									
異常の有無	症状		頭羽数	月齢(家禽は日齢)								
無 ・ 有												
年 月 日	午前 午後	時 分～ 時 分			目的:	車両 ・ 人 ・ 物品	有	無	有 無	有 無		
健康観察			「異常有」の場合に記入して下さい。									
異常の有無	症状		頭羽数	月齢(家禽は日齢)								
無 ・ 有												
年 月 日	午前 午後	時 分～ 時 分			目的:	車両 ・ 人 ・ 物品	有	無	有 無	有 無		
健康観察			「異常有」の場合に記入して下さい。									
異常の有無	症状		頭羽数	月齢(家禽は日齢)								
無 ・ 有												

家畜飼養衛生管理施設の家畜導入記録表(表紙)

年度

家畜飼養衛生管理施設名	
畜舎等の名称	
家畜の種類 (該当する家畜を○で囲んで下さい。) ※ 数種類の家畜がいる場合は種類毎に作成すること。	牛 ・ 水牛 ・ 鹿 馬 ・ めん羊 ・ 山羊 豚 ・ いのしし ・ 鶏 あひる ・ うずら ・ きじ だちょう ・ ほろほろ鳥 ・ 七面鳥
家畜飼養衛生管理施設管理部署局長名(部局等の長)	
家畜飼養衛生管理施設責任者(施設の責任者)	
連絡先(施設や家畜に異常を発見した時)	TEL

施設に家畜を導入(施設で生まれた家畜含む。)する際は、必ず導入記録表に必要事項をご記入下さい。ご協力をお願いいたします。

家畜飼養衛生管理施設の家畜出荷等記録表(表紙)

年度

家畜飼養衛生管理施設名	
畜舎等の名称	
家畜の種類	牛 ・ 水牛 ・ 鹿 馬 ・ めん羊 ・ 山羊 豚 ・ いのしし ・ 鶏 あひる ・ うずら ・ きじ だちょう ・ ほろほろ鳥 ・ 七面鳥
家畜飼養衛生管理施設管理部局長名(部局等の長)	
家畜飼養衛生管理施設責任者(施設の責任者)	
連絡先(施設や家畜に異常を発見した時)	TEL

施設から家畜を出荷等(移動・安楽死させた実験動物含む。)する際は、必ず出荷等記録表に必要事項をご記入下さい。
ご協力をお願いいたします。

様式第6(第8条関係)

出荷等 年月日	時 間		出荷等をした家畜										家畜の導入及び出荷等を行う担当責任者名				
			種類	出荷等数	出荷等家畜の性別数		出荷等の状況					健康状態			氏名	所属	出荷等の目的
					オス		メス	(該当する欄に頭羽数を記入)				出荷先・移動先 (死亡・安楽殺後の 処理方法)	異常の有無	症 状 等 (異常有の場合に 記入)			
					去勢有	去勢無		出荷	移動	死亡	実験動物の 安楽殺						
年 月 日	午前 午後	時 分											無	有			
年 月 日	午前 午後	時 分											無	有			
年 月 日	午前 午後	時 分											無	有			
年 月 日	午前 午後	時 分											無	有			
年 月 日	午前 午後	時 分											無	有			
年 月 日	午前 午後	時 分											無	有			
年 月 日	午前 午後	時 分											無	有			
年 月 日	午前 午後	時 分											無	有			

家畜の導入及び出荷等を行う担当責任者名
 ※ 責任者以外の者が導入した場合は、導入した者の
 氏名を記入し、責任者の氏名を括弧書きで記入し
 てください。

家畜飼養衛生管理施設の家畜飼養記録表(表紙)

年度

家畜飼養衛生管理施設名		
畜舎等の名称		
家畜の種類 (該当する家畜を○で囲んで下さい。) ※ 数種類の家畜がいる場合は種類毎に作成すること。		牛 ・ 水牛 ・ 鹿 馬 ・ めん羊 ・ 山羊 豚 ・ いのしし ・ 鶏 あひる ・ うずら ・ きじ だちょう ・ ほろほろ鳥 ・ 七面鳥
家畜飼養衛生管理施設管理部局長名(部局等の長)		
家畜飼養衛生管理施設責任者(施設の責任者)		
導入・出荷等担当責任者 (家畜の導入及び出荷等を行う担当責任者)	所属部局	
	職	
	氏名	
連絡先(施設や家畜に異常を発見した時)		TEL(直通)

○家畜を施設で飼養する場合は、「導入」から「出荷等」までの記録を家畜ごとに、家畜の導入・出荷等担当責任者が必ず作成すること。

○飼養する家畜の健康状態を毎日観察し、異常がある場合はその症状等も記録すること。

○「施設に立入る場合」「施設に家畜を導入する場合」「施設から家畜を出荷等する場合」は、施設に備えてある記録表「入場記録表」「家畜の導入記録表」「家畜の出荷等記録表」にも記録すること。

家畜伝染病・届出伝染病・新疾病
(疑いがあるもの含む。)

発見時の届出書

産業動物防疫リサーチセンター長 殿

届出年月日	年 月 日		
家畜飼養衛生管理施設名称			
畜舎等の名称			
報告者(職名・氏名)	職名:	氏名:	
所属部局等		連絡先	

宮崎大学家畜飼養衛生管理規程第9条に基づき、次のとおり報告します。

発見時の家畜の頭羽数 【患畜(疑いのあるもの)又は死亡した家畜を含む。頭羽数は、該当する月(日)齢の区分欄に記入。】	総数		総数 (内訳 オス: 、メス:)			
	月(日)齢区分		1ヶ月未満	1ヶ月～6ヶ月未満	6ヶ月～24ヶ月未満	24ヶ月以上
	内訳	オス	頭羽数(去勢有)			
		メス	頭羽数(去勢無)			
患畜(疑いのあるもの含む。)又は死亡した家畜の種類等 【家禽については日齢、それ以外の家畜については月齢を記入。月(日)齢が不明のときは、推定を記入。】	家畜の種類 (該当する家畜を○で囲んで下さい)		牛	水牛	鹿	
			馬	めん羊	山羊	
			豚	いのしし	鶏	
			あひる	うずら	きじ	
			だちょう	ほろほろ鳥	七面鳥	
	患畜の総数		総数 (内訳 オス: 、メス:)			
	オス(去勢有)	生存	頭羽数			
		死亡	頭羽数			
	オス(去勢無)	生存	頭羽数			
		死亡	頭羽数			
	メス	生存	頭羽数			
		死亡	頭羽数			
	発見した年月日及び時間		年 月 日	時 分		
発見時の患畜(疑いのあるもの含む。)又は死亡した家畜の状態		※ 当該患畜又は死亡した家畜に治療歴がある場合はその内容も記入して下さい。				
発病の推定年月日						
その他参考となるべき事項						

※ 家畜の種類が複数の場合は種類ごとに作成して下さい。

※ 発見した場合の連絡体制は「①発見者→②家畜の導入及び出荷等を行う担当責任者→③家畜飼養衛生管理施設責任者→④家畜飼養衛生管理施設管理部局長→⑤産業動物防疫リサーチセンター長」となり、最終的に家畜飼養衛生管理施設管理部局長から産業防疫リサーチセンター長に届出を提出することになります。しかし、②から④に連絡が取れない場合、①は⑤へ届出を提出後、②へ報告を行い、②は③若しくは④(③が不在時)へ、③は④へ報告を行うこと。また、②から④の連絡の途中で連絡が取れない場合は、②又は③が⑤に届出を提出後、④へ報告を行うこと。

※ 写しを宮崎大学家畜飼養衛生管理委員会に提出して下さい。

項 目
<ul style="list-style-type: none"> ・届出者の氏名又は名称及び住所 ・届出者の氏名及び住所
<ul style="list-style-type: none"> ・所有者の氏名又は名称及び住所 ・家畜の所有者の氏名又は名称及び住所
<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病の種類並びに患畜及び疑似患畜の区分 ・届出伝染病の種類並びに真症及び疑症の区分
家畜(死亡した家畜を含む。)の種類、性及び年齢(不明のときは、推定年齢)
<ul style="list-style-type: none"> ・患畜若しくは疑似患畜又はこれらの死体の所在の場所 ・真症若しくは疑症の家畜又はこれらの死体の所在の場所 ・新疾病にかかり若しくはかかっている疑いがある家畜又はこれらの死体の所在の場所
発見の年月日時及び発見時の状態
発病の推定年月日
その他参考となるべき事項
疾病の症状又は治療の結果

家畜伝染病 (法第13条第1項)	届出伝染病 (法第4条第1項)	新疾病についての届出 (法第4条の2第1項)
○	○	○
○	○	○
○	○	
○	○	○
○	○	○
○	○	○
○	○	○
○	○	○
		○